



熊本県公報

号外第 7 号

平成 24 年 3 月 8 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県知事選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額…… (選挙管理委員会) 1
- 選挙時登録における直接請求の連署基準数…………… (//) 1
- 選挙時登録における直接請求の連署基準数…………… (//) 1

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 22 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条の規定により、平成 24 年 3 月 25 日執行の熊本県知事選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成 24 年 3 月 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

34,615,000 円

熊本県選挙管理委員会告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 24 年 3 月 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

その総数の 50 分の 1 29,758
その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 314,643

熊本県選挙管理委員会告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 24 年 3 月 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

選挙区名	
熊本市選挙区	157, 117
八代市・八代郡選挙区	40, 216
人吉市選挙区	9, 661
荒尾市選挙区	15, 385
水俣市選挙区	7, 568
玉名市選挙区	19, 067
天草市・天草郡選挙区	27, 468
山鹿市選挙区	15, 571
菊池市選挙区	13, 971
宇土市選挙区	10, 239
上天草市選挙区	8, 741
宇城市選挙区	17, 122
阿蘇市選挙区	7, 941
合志市選挙区	14, 657
下益城郡選挙区	8, 945

玉名郡選挙区	12, 466
鹿本郡選挙区	8, 346
菊池郡選挙区	18, 105
阿蘇郡選挙区	11, 302
上益城郡選挙区	24, 684
葦北郡選挙区	7, 082
球磨郡選挙区	16, 520